

呉市いじめ問題等調査委員会条例

(設置)

第1条 呉市教育委員会の附属機関として、呉市いじめ問題等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調査委員会は、呉市が設置する小学校、中学校等に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）について次に掲げる事態が発生したときは、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告するものとする。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態であつて、呉市教育委員会が調査委員会による調査が必要と認めるもの

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめ問題に関する経験と見識を有する者であつて、次に掲げるもののうちから、呉市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 医師
- (4) 臨床心理士
- (5) 社会福祉士
- (6) その他呉市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げないものとする。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を調査させるため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識経験を有する者のうちから呉市教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査委員会は、必要に応じ、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員等及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、呉市教育委員会事務局学校安全課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後又は委員の任期満了後最初に行われる調査委員会の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、呉市教育委員会が招集する。

付 則（令和4年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。